

## 福岡市自転車の安全利用に関する条例の主な内容

平成 25 年 4 月 1 日施行

令和 2 年 10 月 1 日改正

### ①自転車利用者の責務（6条）

自転車利用者は、道路交通法などの法令を遵守し、歩行者の交通安全確保への十分な配慮、自転車へのライトなどの備付けに努めるとともに、自転車損害賠償保険等（自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済）に加入しなければならない（他人の財産の損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済への加入は努力規定）。

### ②保護者等の責務（7条）

保護者は、中学生までの子どもに対し、乗車用ヘルメットや降雨時にレインコートを着用させるよう努めるとともに、その監護する児童等の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない（他人の財産の損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済への加入は努力規定）。家族は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用など安全利用に関する助言に努める。

### ③事業者の責務（9条）

事業者は、自転車通勤をする従業員等に対し、安全利用に関する啓発等に努める。

### ④自転車販売業者等の責務（10条）

自転車販売業者は、購入者に対し、自転車利用者の責務や保護者等の責務の周知、自転車損害賠償保険等その他の自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済に関する情報提供に努め、ライトや側面反射器材、制動装置のない自転車を販売しないように努める。

自転車貸出業者は、その貸出しの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない（他人の財産の損害を賠償し、及び傷害を補償するための保険又は共済への加入は努力規定）。

### ⑤学校の長の責務（11条）

市立の小学校、中学校及び高等学校の長は、安全利用に関する教育等を行わなければならない（県立及び私立については努力規定）。中学校・高等学校の長は、自転車運転免許証交付等の措置を講じるよう努める。

### ⑥押し歩き推進区間（14条）

市長は、歩行者の交通安全を確保するため特に必要があると認める歩道を、押し歩き推進区間として指定、自転車利用者は、推進区間を通行するときは、押し歩きを努める。

### ⑦指導員（15条）

市長は、自転車安全利用指導員（市職員）を任命。指導員は、違反者に対し必要な指導を行い、特に必要があると認めるときは、歩道における徐行、自転車からの降車など交通安全の確保に必要な措置をとるよう求める。

### ⑧推進員（16条）

市長は、地域等における啓発等を行う自転車安全利用推進員（ボランティア）を委嘱する。

### ⑨その他

道路環境の整備に関する事業の推進（18条）。

毎月8日を自転車安全利用の日とする（19条）。